

大野台中央公園テニスコート管理運営委員会会員細則

第1章 運営

第1条 本会は、都市公園法第5条に基づき千葉市から許可を得て、大野台中央公園テニスコートの管理運営を行う。

第2章 活動

第2条 本会の会員は、大野台中央公園テニスコートをテニスの練習及び練習試合のために利用し、営利的・政治的・宗教的な活動は行わないこと。

第3条 本会の会員は、テニスコートにおいて社会的秩序およびコートマナーを守って常識ある行動をとり、他のプレーヤーの迷惑となる行為を行わないこと。

(禁止事項例)

- ・テニスコートに動物を入れない。
- ・裸でテニスをしていない。
- ・テニスコートで、喫煙をしない。
- ・テニスコートでテニス以外のスポーツをしない。

第3章 会費

第4条 本会に所属するテニスクラブは、毎年度4月30日までに年会費を支払うこと。

第5条 年度の途中で退会する会員に対し、年会費の返金を行わない。

第6条 新たに入会する会員は、9月30日までに入会する場合は当該年度の年会費全額を支払う。10月1日～翌年3月31日までに入会する場合は、当該年度の年会費の半額を支払う。

第4章 コート割

第7条 大野台中央公園テニスコートのコート割は、本会の会員のコート利用状況や要望を踏まえて、年に1回の総会で見直しを行う。

第8条 本会の会員は、既に確保済みのコートを使用しなくなった場合は、速やかに本会に返却すること。

第9条 年度の途中で入会する会員は、会長の下承のもと空いているコートを年度末（3月31日）まで確保することができる。

第5章 会員義務

第10条 本会の会員は、毎年3月31日までに新年度の所属テニスクラブ会員名簿を役員会に提出すること。

第11条 本会の会員は、大野台中央公園の清掃・美化に努め、特に各会員に割り当てられた清掃担当の月には、率先して清掃・美化に努めること。

第6章 補則

第12条 本細則を変更する場合は、総会の決議を得なければならない。

第7章 付則

第13条 本細則は2013年4月1日をもって施行する。

本細則は2015年4月1日をもって施行する。(第12条改定)

本細則は2021年4月1日をもって施行する。(第4,6,10条改定)